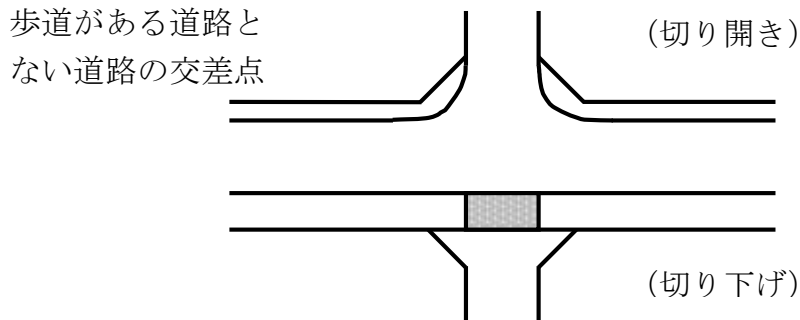


国分寺市まちづくり条例施行規則における道路の隅切りの基準

規則別表第3の1の項第5号イに定める道路の隅切りの基準は、次のとおりとする。

- 1 道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する角地においては、適当な長さで隅切りをして、一定の視距を確保すること。また、歩道のある既存道路との接続部分についても、視距を確保するために隅切りを設けること。その際に、歩道を切り下げるか切り開くかは、道路管理者の指示に従って決めること。



- 2 隅切りの長さについては、次の表を標準とする。

(1) 開発行為に該当する開発事業

単位：メートル

| 道路幅員 | 交叉角 | 30メートル以下 | 15メートル以下 | 12メートル以下 | 10メートル以下 | 4メートル以下 |
|----------|--------|----------|----------|----------|----------|---------|
| | | 30メートル以下 | 90度前後 | 10 | 8 | 6 |
| 30メートル以下 | 60度以下 | 12 | 10 | 8 | 6 | 4 |
| | 120度以上 | 8 | 6 | 5 | 4 | 2 |
| | 90度前後 | 8 | 8 | 6 | 5 | 3 |
| 15メートル以下 | 60度以下 | 10 | 10 | 8 | 6 | 4 |
| | 120度以上 | 6 | 6 | 5 | 4 | 2 |
| | 90度前後 | 6 | 6 | 6 | 5 | 3 |
| 12メートル以下 | 60度以下 | 8 | 8 | 8 | 6 | 4 |
| | 120度以上 | 5 | 5 | 5 | 4 | 2 |
| | 90度前後 | 5 | 5 | 5 | 5 | 3 |
| 10メートル以下 | 60度以下 | 6 | 6 | 6 | 6 | 4 |
| | 120度以上 | 4 | 4 | 4 | 4 | 2 |

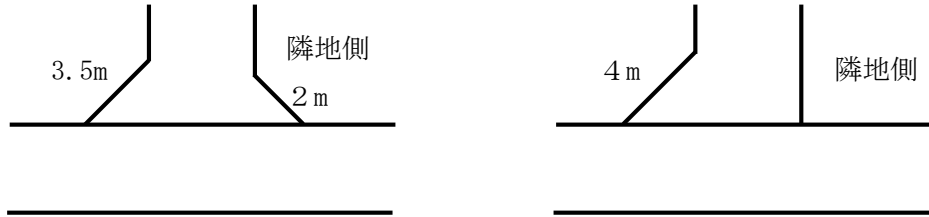
注) 本表の使用に当たっては、直近上位値を用いる。

備考

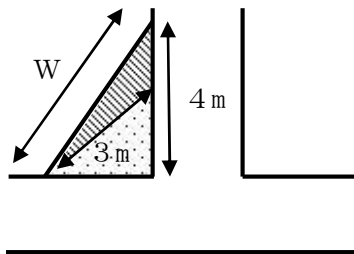
ア 沿道の発生交通量が少なく、また将来においても大きくなると見込まれ、予定建築物が主に住宅の場合の道路同士の交差点では、隅切りの長さを3メートルとすることができる。

イ 片側だけに隅切りを設けることは、原則として認めない。ただし、隣接地に接して道路を設けざるを得ない場合において、隣接地側に基準の隅切り長が確保できない場合は、隣接地側に隅切り長2メートル以上の隅切りを設置し、もう一方を基準の隅切り長に0.5メートルを加えた長さの隅切りを第3項、第4項に留意して設置する。(例えば、基準の隅切り長が3メートルの場合では、2メートル

以上（隣地側）と 3.5 メートル以上とする。）この設置に際して、隣接地権者と隣接地側の隅切り設置について協議した結果、同意が得られなかった場合は、基準の隅切り長に 1 メートルを加えた長さの隅切りを第 3 項、第 4 項に留意して設置する。（例えば、基準の隅切り長が 3 メートルの場合では、4 メートル以上とする。）



特に建物等が隣接し開発区域の間口が狭いため前記に従った二等辺三角形の片隅切りの設置が困難な場合は、下図により設置することができる。



※幅員 6.5 メートル以下の道路同士の交差点の場合は 3 メートル以上の隅切りを包含する奥行き 4 メートル以上（第 6 項、第 7 項の場合、2 メートル以上の隅切りを包含する奥行き 3 メートル以上）の隅切りとする。なお、 w は 4 メートル（第 6 項、第 7 項の場合は 3 メートル）以上の辺長を確保すること。

(2) 開発行為に該当しない開発事業

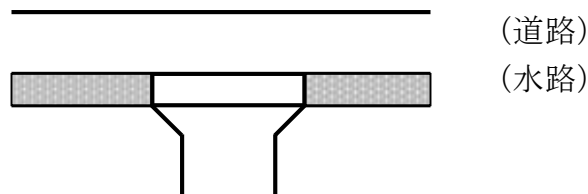
単位：メートル

| 道路幅員 | 交叉角 | 12メートル以下 | 10メートル以下 | 8メートル以下 | 6メートル以下 | 5メートル以下 | 4メートル以下 |
|----------|--------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|
| | | 12メートル以下 | 90度前後 | 6 | 5 | 5 | 5 |
| | 60度以下 | 8 | 6 | 6 | 6 | 6 | |
| | 120度以上 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | |
| 10メートル以下 | 90度前後 | 5 | 5 | 5 | 5 | 4 | 3 |
| | 60度以下 | 6 | 6 | 6 | 6 | 5 | 4 |
| | 120度以上 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 2 |
| 8メートル以下 | 90度前後 | 5 | 5 | 5 | 5 | 4 | 3 |
| | 60度以下 | 6 | 6 | 6 | 6 | 5 | 4 |
| | 120度以上 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 2 |
| 6メートル以下 | 90度前後 | 5 | 5 | 5 | 4 | 3 | 3 |
| | 60度以下 | 6 | 6 | 6 | 5 | 4 | 4 |
| | 120度以上 | 4 | 4 | 4 | 3 | 2 | 2 |
| 5メートル以下 | 90度前後 | 5 | 4 | 4 | 3 | 3 | |
| | 60度以下 | 6 | 5 | 5 | 4 | 4 | |
| | 120度以上 | 4 | 3 | 3 | 2 | 2 | |

注) 本表の使用に当たっては、直近上位値を用いる。

備考

- ア 幅員が12メートルを超える場合の隅切りは、「開発行為に該当する開発事業」の表を準用して設けること。
- イ 交通の安全に支障がないと市長が認めた場合は、下記の基準によることができる
- (ア) 幅員がそれぞれ6メートル未満の道路が交わる角敷地（交叉角が120度以上の場合を除く。）は、2メートル以上の隅切りを設けること。
- (イ) 幅員が6メートル以上の道路が交わる角敷地は、3メートル以上の隅切りを設けること。
- 3 隅切りにより切り取る部分は、原則として二等辺三角形とすること。
- 4 道路の交差は、原則として直角に近い角度にすること。
- 5 道路の交差、接続、屈曲によって生じる内角が120度以上の場合の隅切りは交通の安全に支障がないときに限り設けなくても良い。
- 6 水路を横断して他の道路に接続する場合の隅切りは、次の図のとおりとする。なお、隅切りの長さは、水路幅にかかわらず2メートルまで緩和できる。



- 7 2メートル以上の歩道が確保されている道路に接続する場合、隅切りの長さは、道路幅員にかかわらず2メートルまで緩和できる。